

作成：令和4年9月

改訂：令和7年8月

公益社団法人 新潟県薬剤師会

薬剤師資格証（HPKIカード）について

○ 令和5年1月から、電子処方箋の本格運用が開始されています

薬局で電子処方箋に応需するためには、以下の対応が必要です。

- （１）オンライン資格確認の導入
- （２）薬剤師資格証（HPKIカード）の取得

○ 薬剤師資格証（HPKIカード）とは

電子処方箋の応需にあたっては、処方箋を電子的に受け取る際に薬剤師であることを証明すること、調剤済みとなった処方箋に電子的に記名押印又は署名を行うことが必要です。

これらを行うために使用するのが「薬剤師資格証（HPKIカード）」です。

「薬剤師資格証（HPKIカード）」を取得している薬剤師でなければ、電子処方箋を取り扱うことはできません。

※ 薬剤師資格証（HPKIカード）は、「日本薬剤師会認証局」のみで発行されるもので、マイナンバーカードとは異なるものです。

○ 電子処方箋について

電子処方箋に関する詳細は、以下のサイトで確認いただけます。

厚生労働省ホームページ「電子処方箋」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

電子処方箋導入のメリット、導入事例等について詳細に説明されています。是非ご覧ください。